

リニューアル！幅広い販路拡大にご活用いただけます！！

瀬戸市地域産業振興会議の中小企業支援施策 「販路拡大事業補助金（旧展示会等出展事業補助金）」のご案内

市内事業者の皆様が開発した製品の販路拡大を支援するため、展示会等へ出展する際の出展料の一部に対し、補助金を交付します。

今回新たに技術 PR 用動画の作成費用や企業間取引（BtoB）向けビジネスマッチングサイトへの掲載費用も対象になりました。また、チャレンジ枠として初出展の展示会に限り、上限額を拡大します。

これまでに展覧経験の無い事業者の方や、製品や技術を積極的にPRする事業者の方は、ぜひご活用ください。

◆対象となる事業

取引先や事業提携先の開拓、受発注の機会の確保を目的に工業製品又は工業技術等を紹介する事業で、次号に掲げる要件をすべて備えているもので、別表1に掲げるいずれかの事業とする。ただし、国、県、その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受ける場合は対象としない。

- (1) 広く一般に公開されているもの。
- (2) 事業で取り扱う製品、技術等が瀬戸市内で製造、出荷等されたものであること。
- (3) 交付決定した年度内に事業が完了する展示会等であること
- (4) その他会長が必要と認める要件

区分	対象事業の個別要件
国内で行う展示会等	1 瀬戸市外で行われるもの（Web 上で行う展示会等は除く。） 2 出展小間数が次に掲げる要件のいずれかを満たしていること
海外で行う展示会等	ア 国内及びWeb上で行う展示会等は、出展小間が30以上のもの イ 海外で行う展示会等は、50以上のもの
Web 上で行う展示会等	3 海外及び Web 上で行う展示会等の場合は、その場で小売りすることを主目的としたものでないこと
ビジネスマッチングサイト	1 企業間取引（BtoB）向けビジネスマッチングサイトに登録する場合は、登録社数が1,000社以上のものであること 2 その場で小売りすることを主目的としたものでないこと
技術PR用動画制作	1 企業間取引（BtoB）向けに作成するもの 2 資本関係のある、もしくは関連会社、親族が経営する事業者等に制作を委託するものでないこと

※上記各号に掲げる区分のうち、同一年度において1事業者各1回を限度とする。ただし、展示会については、「国内等及び Web 上で行う展示会等」と「海外で行う展示会等」で区分する。

※同一の展示会等に複数年度にわたり出展する場合は、1事業者通算3回を限度とします。

◆対象事業者等

- ・市内に事業所を有する中小企業者
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団等との関係性を有していないこと



◆対象経費

区分	補助対象経費
国内で行う展示会等	出展料（小間料、ブース代等）
海外で行う展示会等	出展料（小間料、ブース代等）、渡航に係る航空運賃（国内利用分を除く。空港利用税、サーチャージ及び航空保険料等を含む。最も合理的な経路による適切な運賃で、最大20万円とする。）ただし、補助事業に係る展示会等への出展を他の事業者と共同で行う場合は、最大20万円を共同で出展する事業者の数で除して得た額とする。）
Web 上で行う展示会等	出展料（参加費等）
ビジネスマッチングサイト	掲載にかかる費用（成果報酬、課金、初期費用、月額費用（補助金申請年度の1月分まで）など）
技術 PR 用動画	PR 用動画の作成に係る委託料

※補助対象者自らが支払うものが対象になります。

※国・県・その他機関から同様の趣旨の補助金を受けていない展示会等に限りません。

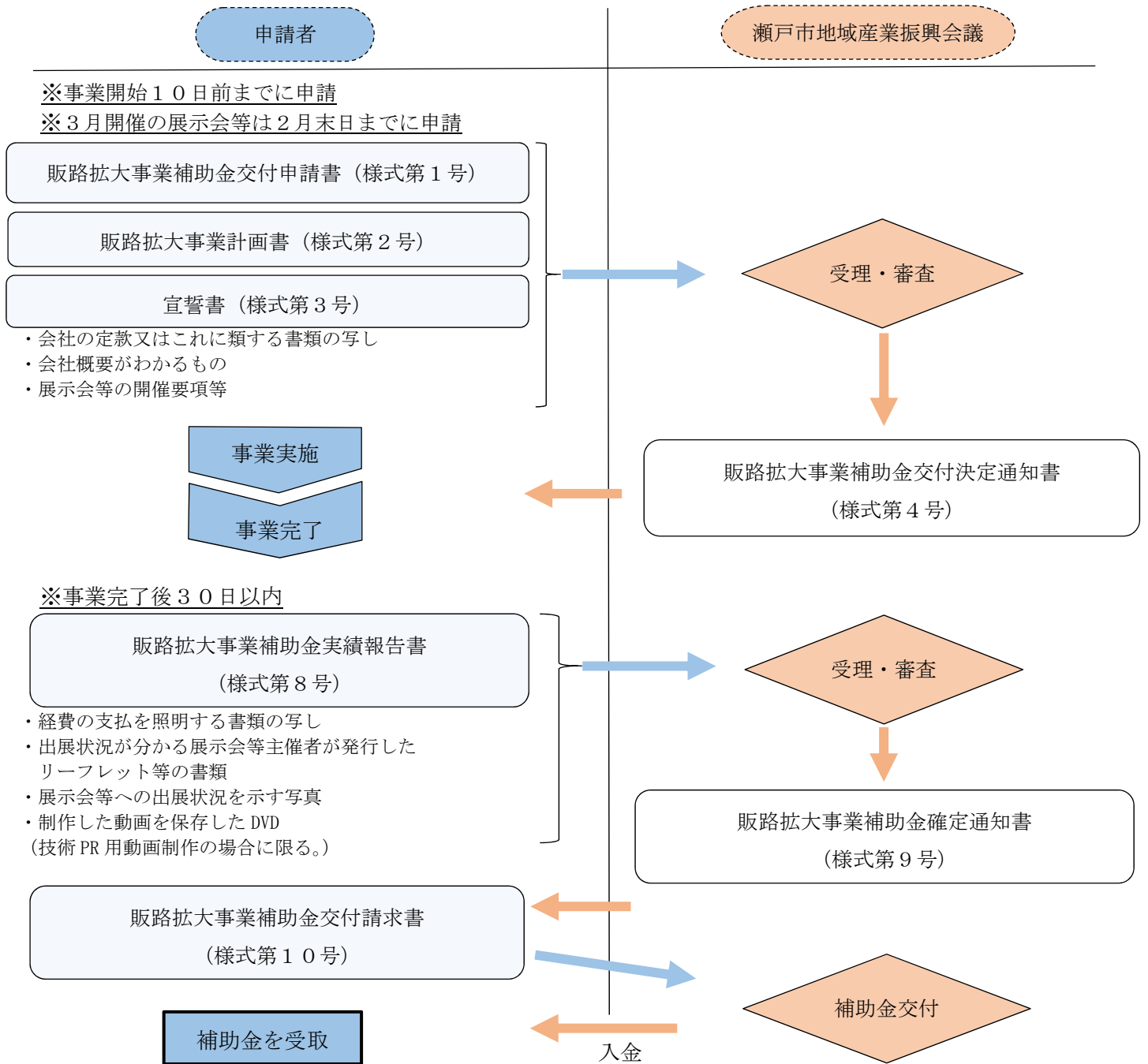
※ブース装飾などのオプション料金は補助対象経費に含まれません。

◆補助金額

区分	補助額	補助上限額
国内で行う展示会等	補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	（1）その場で小売りすることを目的としない展示会等への出展 上限20万円 （2）その場で小売りすることを主目的とした展示会等への出展 上限6万円
初出展の国内で行う展示会等	補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	その場で小売りすることを目的としない展示会等への出展 上限30万円
海外で行う展示会等	補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	上限40万円
Web 上で行う展示会等	補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	上限20万円
ビジネスマッチングサイト	補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	上限20万円
技術 PR 用動画	補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	上限10万円

※補助事業に係る展示会等への出展を他の事業者と共同で行うときの限度額は、当該額を共同で出展する事業者の数で除して得た額とします。

◆補助金交付に係る手続きの流れ◆



■お問い合わせ先

瀬戸市地域産業振興会議事務局 (瀬戸市役所 3階 産業政策課 企業支援係内)

T E L 0561-88-2651 F A X 0561-82-2931

H P http://www.isc-seto.com/cgi-bin/db_h/list.cgi?act=popup&id=373